

中央市地域公共交通活性化協議会規約(案)

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、中央市地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称及び事務所)

第2条 協議会の名称は、中央市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

2 協議会の事務所は、山梨県中央市臼井阿原301番地1中央市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、中央市副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を処理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事及び監査)

第7条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告をしなければならない。
(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が整ったものとみなされた事項については、協議会の決議があったものとする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、中央市未来戦略部企画課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充

てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年中央市条例第4号)の規定を準用する。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年8月12日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	団 体 名	団体における役職名
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	中央市	副市長
	中央市	未来戦略部長
関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	山梨県バス協会	専務理事
	山梨交通株式会社	路線バス事業部長
	山梨県タクシー協会	常務理事
	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	道路副所長
	山梨県中北建設事務所	道路課長
	中央市	産業建設部 建設課長
	関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	国土交通省関東運輸局 山梨運輸支局
山梨県 新価値・地域創造推進局		リニア・次世代交通推進課長
山梨県南甲府警察署		交通課長
山梨交通甲府会		会 長
中央市自治会長会		会 長
中央市自治会長会		副会長
中央市社会福祉協議会		事務局長
中央市商工会		会 長
学識経験者		

中央市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

新	旧																																
<p>(会議)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前4項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が整ったものとみなされた事項については、協議会の決議があったものとする。</u></p> <p><u>6～8 略</u></p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">団 体 名</th> <th style="text-align: center;">団体における役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>山梨県新価値・地域創造推進局</u></td> <td style="text-align: center;"><u>リニア・次世代交通推進課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 名	団体における役職名	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	略		関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略		関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	略		<u>山梨県新価値・地域創造推進局</u>	<u>リニア・次世代交通推進課長</u>	略		<p>(会議)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>[新設]</p> <p><u>5～7 略</u></p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">団 体 名</th> <th style="text-align: center;">団体における役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>山梨県知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>リニア・次世代交通推進監</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 名	団体における役職名	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	略		関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略		関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	略		<u>山梨県知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ</u>	<u>リニア・次世代交通推進監</u>	略	
区 分	団 体 名	団体における役職名																															
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	略																																
関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略																																
関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	略																																
	<u>山梨県新価値・地域創造推進局</u>	<u>リニア・次世代交通推進課長</u>																															
	略																																
区 分	団 体 名	団体における役職名																															
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	略																																
関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略																																
関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	略																																
	<u>山梨県知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ</u>	<u>リニア・次世代交通推進監</u>																															
	略																																

中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 中央市地域公共交通活性化協議会が発注する工事、委託、製造の請負等のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等において、その業務にふさわしい業者を企画競争(以下「プロポーザル方式」という。)により適正に選定するため、中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、業務に係る企画提案等に対する審査を実施し、受託候補者(優先交渉権者)の選定を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決定し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(責務)

第5条 委員は、公平公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、中央市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

役職名	団体・役職名
委員長	中央市 副市長
委員	中央市 未来戦略部長
委員	中央市 産業建設部 建設課長
委員	山梨県新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課長
委員	学識経験者

中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル選定委員会設置要綱新旧対照表

新		旧	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
役員名	団体・役職名	役員名	団体・役職名
委員長	中央市 副市長	委員長	中央市 副市長
委員	中央市 未来戦略部長	委員	中央市 未来戦略部長
委員	中央市 産業建設部 建設課長	委員	中央市 産業建設部 建設課長
委員	<u>山梨県新価値・地域創造推進局</u> <u>リニア・次世代交通推進課長</u>	委員	<u>山梨県知事政策局</u> <u>リニア・次世代交通推進監</u>
委員	学識経験者	委員	学識経験者

中央市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置要綱（案）

（設置）

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議するため、中央市地域公共交通活性化協議会規約第11条第1項の規定に基づき、中央市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

（協議事項）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運賃等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

（組織）

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中央市副市長又はその指名する者
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 中央市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該協議が終了した日までとする。

（会長）

第5条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又はかけたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

（協議結果の取扱い）

第7条 会長は、分科会の協議結果について、中央市地域公共交通活性化協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、中央市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料 道路運送法(昭和26年法律第183号)～抜粋～

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第31条第2号、第88条の2第1号及び第4号並びに第89条第1項第1号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- (1) 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - (4) 第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第1号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 7 国土交通大臣は、第3項若しくは第4項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号(第3項又は第4項の運賃等にあつては、第2号又は第3号)のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。
- (1) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
 - (2) 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - (3) 他の一般旅客自動車運送事業者(一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。